年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

厚生年金関係 24 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 10 件

福岡厚生年金 事案 3547

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期 間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年1月31日まで

年金事務所の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、オンライン記録により、その約1か月後の同年3月1日付けで、申立人の5年10月1日から6年1月31日までの期間についての標準報酬月額の記録が、22万円から20万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成6年1月31日に厚生年金保険被保険者 資格を喪失していることが確認できる13人の被保険者のうち、申立人を含む 7人の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できるが、社会 保険事務所(当時)においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当 たらない。

さらに、申立人は、A社の商業登記簿謄本により同社の取締役等ではないことが確認でき、申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は社会保険事務に関与していなかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは 認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事 務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要である。

福岡厚生年金 事案 3548

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年 3 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 3 万 9,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年3月1日まで

昭和 42 年 11 月にB社に入社し、平成 11 年 12 月に退職するまでの期間において、同社の各事業所で継続して正社員として勤務していたが、年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。申立期間も給与は支払われており、申立期間におけるC厚生年金基金の加入員記録もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C厚生年金基金を引き継いだ企業年金連合会からの回答及びB社の回答から判断すると、申立人は、昭和 42 年 11 月 15 日から平成 11 年 12 月 4 日までの期間にB社の各事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の企業年金連合会からの回答によると、申立人は、昭和 42 年 11 月 15 日に、C厚生年金基金の加入員資格を取得し、その後、45 年 3 月 1 日に加入員資格を喪失したものの、同日に同資格を再取得しており、平成 11 年 12 月 5 日に加入員資格を喪失するまでの期間において、継続して同基金の加入員であったことが確認できるところ、B社は、「申立期間当時、厚生年金保険の手続は複写式の届出様式であり、社会保険事務所(当時)と厚生年金基金に同

時に提出していた。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びD社(現在は、B社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同日の昭和44年11月1日にA社に係る被保険者資格を喪失した後、D社に係る被保険者資格を取得している被保険者は、申立人を除く全員について、A社に係る被保険者資格の喪失日が、D社における厚生年金保険被保険者資格の取得日である46年3月1日に訂正されており、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 45 年 3 月 1 日に A 社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日に D 社において同資格を再取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び企業年金連合会からの回答における昭和44年10月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年8月12日は12万6,000円、同年12月24日は18万円、18年8月12日は18万円、同年12月16日は19万1,000円、19年8月11日は18万5,000円、同年12月15日は25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日

- ② 平成17年12月24日
- ③ 平成18年8月12日
- ④ 平成18年12月16日
- ⑤ 平成19年8月11日
- ⑥ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定または決定 し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除 していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに 見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低 い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 8 月 12 日は12 万 6,000 円、同年 12 月 24 日は18 万円、18 年 8 月 12 日は18 万円、同年12 月 16 日は19 万 1,000 円、19 年 8 月 11 日は18 万 5,000 円、同年12 月 15日は25 万 3,000 円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年8月12日は11万2,000円、同年12月24日は17万1,000円、18年8月12日は19万9,000円、同年12月16日は21万9,000円、19年8月11日は20万4,000円、同年12月15日は31万6,000円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日

- ② 平成17年12月24日
- ③ 平成18年8月12日
- ④ 平成18年12月16日
- ⑤ 平成19年8月11日
- ⑥ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定または決定 し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除 していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに 見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低 い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 8 月 12 日は11 万 2,000 円、同年 12 月 24 日は 17 万 1,000 円、18 年 8 月 12 日は 19 万 9,000 円、同年 12 月 16 日は 21 万 9,000 円、19 年 8 月 11 日は 20 万 4,000 円、同年 12 月 15 日は 31 万 6,000 円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年8月12日は14万6,000円、同年12月24日は19万円、18年8月12日は19万9,000円、同年12月16日は18万2,000円、19年8月11日は19万4,000円、同年12月15日は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日

- ② 平成17年12月24日
- ③ 平成18年8月12日
- ④ 平成18年12月16日
- ⑤ 平成19年8月11日
- ⑥ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定または決定 し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除 していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに 見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低 い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年8月 12 日は14万6,000円、同年12月24日は19万円、18年8月12日は19万9,000円、同年12月16日は18万2,000円、19年8月11日は19万4,000円、同年12月15日は24万4,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①及び②の期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年8月12日は15万5,000円、同年12月24日は21万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日

- ② 平成17年12月24日
- ③ 平成18年8月12日
- ④ 平成18年12月16日
- ⑤ 平成19年8月11日
- ⑥ 平成 19 年 12 月 15 日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社が提出した当該期間に係る賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①及び②の期間に係る標準賞与額は、前述の賃金 台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17年8月12日は15万5,000円、同年12月24日は21万8,000円とするこ とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月20日に申立人の当該期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できるところ、事業主は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③から⑥までの期間については、A社が提出した当該期間に係る 賃金台帳により、当該期間に申立人に対して賞与が支給されていたことが確 認できるが、厚生年金保険料の控除額については「0」と記載されている上、 当該事業所の経理担当者は当該期間については、賞与から厚生年金保険料を 控除していないと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③から⑥までの期間におい てその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたと認めることはできない。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月24日は9万5,000円、18年8月12日は13万3,000円、同年12月16日は15万4,000円、19年8月11日は13万9,000円、同年12月15日は22万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月24日

- ② 平成18年8月12日
- ③ 平成18年12月16日
- ④ 平成19年8月11日
- ⑤ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 12 月 24 日は9万5,000円、18 年 8 月 12 日は13 万3,000円、同年12 月 16 日は15 万4,000円、19 年 8 月 11 日は13 万9,000円、同年12 月 15 日は22 万6,000円とすることが妥当である。

福岡厚生年金 事案 3554

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月24日は9万5,000円、18年8月12日は13万3,000円、同年12月16日は15万4,000円、19年8月11日は12万円、同年12月15日は18万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月24日

- ② 平成18年8月12日
- ③ 平成18年12月16日
- ④ 平成19年8月11日
- ⑤ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 12 月 24 日は9万5,000円、18 年 8 月 12 日は13 万3,000円、同年12 月 16 日は15 万4,000円、19 年 8 月 11 日は12 万円、同年12 月 15 日は18 万1,000円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月24日は9万5,000円、18年8月12日は13万3,000円、同年12月16日は16万4,000円、19年8月11日は12万円、同年12月15日は16万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月24日

- ② 平成18年8月12日
- ③ 平成18年12月16日
- ④ 平成19年8月11日
- ⑤ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 12 月 24 日は9万5,000円、18 年 8 月 12 日は13 万3,000円、同年12 月 16 日は16 万4,000円、19 年 8 月 11 日は12 万円、同年12 月 15 日は16 万3,000円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月24日は7万6,000円、18年8月12日は9万5,000円、同年12月16日は13万6,000円、19年8月11日は10万2,000円、同年12月15日は14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月24日

- ② 平成18年8月12日
- ③ 平成18年12月16日
- ④ 平成19年8月11日
- ⑤ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 12 月 24 日は7万6,000円、18年8月12日は9万5,000円、同年12月16日は13万6,000円、19年8月11日は10万2,000円、同年12月15日は14万4,000円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月24日は9万5,000円、18年8月12日は9万5,000円、同年12月16日は13万6,000円、19年8月11日は9万2,000円、同年12月15日は13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月24日

- ② 平成18年8月12日
- ③ 平成18年12月16日
- ④ 平成19年8月11日
- ⑤ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 12 月 24 日は9万5,000円、18年8月12日は9万5,000円、同年12月16日は13万6,000円、19年8月11日は9万2,000円、同年12月15日は13万5,000円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月24日は4万7,000円、18年8月12日は13万3,000円、同年12月16日は13万6,000円、19年8月11日は12万円、同年12月15日は14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月24日

- ② 平成18年8月12日
- ③ 平成18年12月16日
- ④ 平成19年8月11日
- ⑤ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 12 月 24 日は 4万 7,000 円、18 年 8 月 12 日は 13 万 3,000 円、同年 12 月 16 日は 13 万 6,000 円、19 年 8 月 11 日は 12 万円、同年 12 月 15 日は 14 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月24日は7万6,000円、18年8月12日は12万3,000円、同年12月16日は15万4,000円、19年8月11日は7万4,000円、同年12月15日は13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月24日

- ② 平成18年8月12日
- ③ 平成18年12月16日
- ④ 平成19年8月11日
- ⑤ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 12 月 24 日は7万6,000 円、18 年 8 月 12 日は12 万3,000 円、同年12 月 16 日は15 万4,000 円、19 年 8 月 11 日は7 万4,000 円、同年12 月 15 日は13 万5,000 円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月24日は6万6,000円、18年8月12日は9万5,000円、同年12月16日は12万7,000円、19年8月11日は12万円、同年12月15日は15万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月24日

- ② 平成18年8月12日
- ③ 平成18年12月16日
- ④ 平成19年8月11日
- ⑤ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 12 月 24 日は6万6,000円、18年8月12日は9万5,000円、同年12月16日は12万7,000円、19年8月11日は12万円、同年12月15日は15万3,000円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年8月12日は13万3,000円、同年12月16日は14万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月12日

② 平成18年12月16日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 18 年 8 月 12 日は13 万 3,000 円、同年 12 月 16 日は14 万 5,000 円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年8月11日は15万7,000円、同年12月15日は18万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和61年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日

② 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 19 年 8 月 11 日は15 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は18 万 1,000 円とすることが妥当である。

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月16日は16万6,000円、19年8月11日は15万7,000円、同年12月15日は18万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和61年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月16日

② 平成19年8月11日

③ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定または決定 し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除 していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに 見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低 い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 18 年 12 月 16 日は16 万 6,000 円、19 年 8 月 11 日は15 万 7,000 円、同年12 月 15 日は18 万 1,000 円とすることが妥当である。

福岡厚生年金 事案 3564

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年8月12日は3万8,000円、同年12月16日は8万9,000円、19年8月11日は8万3,000円、同年12月15日は13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和62年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月12日

② 平成 18 年 12 月 16 日

③ 平成19年8月11日

④ 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除

していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに 見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低 い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 18 年 8 月 12 日 は 3 万 8,000 円、同年 12 月 16 日 は 8 万 9,000 円、19 年 8 月 11 日 は 8 万 3,000 円、同年 12 月 15 日 は 13 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年8月11日は9万2,000円、同年12月15日は11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日

② 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成19年8月11日は9万2,000円、同年12月15日は11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月20日に申立人の全ての申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できるところ、事業主は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年8月11日は4万6,000円、同年12月15日は11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月11日

② 平成19年12月15日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、全ての申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成19年8月11日は4万6,000円、同年12月15日は11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年8月20日に申立人の全ての申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できるところ、事業主は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月10日から35年5月1日まで

58 歳で事業所を定年退職した際に、社会保険事務所(当時)に申立期間の厚生年金保険の被保険者記録について問い合わせたところ、脱退手当金が支給されており、受領印も押されていると言われて驚いた。脱退手当金を受け取っていないし、受領印を押したりもしていないはずなので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年9か月後の昭和37年1月30日に支給されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和33年3月10日であることが確認できるが、オンライン記録において同年2月10日と誤って記録されていた上、申立人の脱退手当金は、その誤った資格取得日に基づいて計算された金額で支給された記録になっており、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の別事業所に係る被保険者期間については、支給日前の被保険者期間であるにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日により近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係るA社D工場における資格取得日に係る記録を昭和32年11月25日、申立期間③に係る同社D工場における資格喪失日に係る記録を51年4月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年7月1日まで

② 昭和32年11月25日から同年11月29日まで

③ 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、全ての申立期間に係る 厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

A社に昭和30年4月1日に入社してから平成11年3月29日に退職するまでの期間において、継続して勤務していたのは間違いないので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録、B社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が、申立期間①においてB社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「申立人は、入社当初から正社員であり、申立人の給与から申立期間①の厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 30 年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の資料が保管されておらず不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②及び③については、雇用保険の被保険者記録、B社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が、申立期間②及び③において、A社に継続して勤務し(昭和32年11月25日にA社C工場から同社D工場に異動及び51年4月1日に同社D工場から同社本社へ異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の同社D工場における昭和 51 年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「当該期間については、申立人の人事異動の際に、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を誤った日付で手続したものと考えられる。」と回答している上、申立期間③については、事業主が申立人の資格喪失日を昭和51年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から45年2月1日まで オンライン記録では、A社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保 険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手 当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年9か月後の昭和46年11月9日に支給決定されたこととなっていること、及び申立期間当時において、A社で社会保険事務を担当していたとする者は、「脱退手当金に係る手続について説明したことも脱退手当金の代理請求を行ったことも無い。」と回答している上、同事業所に勤務していたとする同僚は、「申立期間当時、会社では脱退手当金の代理請求はしていなかった。」と供述していることから判断して、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の二つの被保険者期間(計 37 月)についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっているC社及びD社に係る被保険者期間と申立期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月29日から30年9月1日まで オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、 脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、 脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、 当該未請求となっている被保険者期間及び申立期間に係る被保険者期間が確認 できるほか、両被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は未請求と なっている被保険者期間に係る記号番号に重複取消されていることが確認でき るところ、日本年金機構では、「申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)における重複取消の時期等は不明であるが、本来、同台帳に記録されて いる脱退手当金の支給決定日より前の厚生年金保険の被保険者期間については 脱退手当金の支給対象期間となるはずであり、未請求期間は生じないと思われ る。」と回答していることから、事務処理上、不自然な取扱いがなされたもの と考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳とA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額の記録は異なっているところ、脱退手当金が支給されたとする額は、同台帳における標準報酬月額の記録を基に計算された額となっている。このことについて、前述の日本年金機構は、「厚生

年金保険被保険者台帳と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が相違している場合には、被保険者名簿の記録が優先される。」と回答していることから、 その支給事務が適切であったとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年3月まで

私が 20 歳になった平成5年*月頃、母親が国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料の納付も手続と同時に行ってくれていたと思っていたが、 実際は納付されていなかったことが判明した。

平成6年4月に就職して間もなく枚数は記憶していないが複数枚の納付 書が送付されてきたので、保険料を自分で、確か2回に分割して納付期限 までに郵便局又は銀行で納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月に就職後、間もなく申立期間の国民年金保険料の納付書の送付を受けたので、当該納付書により、2回に分けて申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、A市では、「当市では、現年度納付の納期限は、年度末の3月末日としており、特に要求が無いにもかかわらず、これを超えて現年度国民年金保険料の納付書を発行し、郵送する取扱いは行っていない。」としており、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度納付したとは考え難い。

また、申立期間について、過年度納付の方法による納付は可能であったとも考えられるものの、管轄社会保険事務所(当時)は、「特に分納の要請が無い場合は、1枚の納付書を発行しており、年度をまたがる場合を除き複数枚の納付書を発行することは無かった。」としており、申立人において、複数枚の納付書作成を要請したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の申立期間当時における国民 年金保険料の納付時期及び納付金額等について記憶は明確でなく、ほかに申立 期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成3年3月まで

申立期間は、大学在学中であったが、親に勧められて国民年金に加入した。 国民年金の加入手続及び保険料の納付については、全て母が行い、母から は、きちんと保険料を納付していたと言われたのに、申立期間は国民年金 の未加入期間とされている。

領収書などは保管していないが、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月頃に払い出されており、申立期間は、申立人が大学在学期間のため、国民年金は任意加入期間となり、制度上、国民年金保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる上、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、 申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする申立 人の母親は、加入手続に際して年金手帳は交付されなかったと供述するなど、 加入手続及び保険料納付に関する記憶が定かでない。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していた ことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保 険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和58年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から同年8月まで

私は、平成 17 年4月にA社を退職し、同年9月にB社に入社するまで国 民年金の加入手続は行っていなかったが、国民年金保険料は、送付されて きた納付書で金融機関かコンビニエンスストアで納付したはずである。

B社退職後の平成 19 年4月以降も国民年金の加入手続は行っていないのに、国民年金保険料は納付済みとされているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対しては、平成 17 年 6 月 22 日及び 19 年 2 月 23 日の 2 回にわたり、申立期間に係る国民年金の加入勧奨が行われていることが確認できるものの、国民年金被保険者の資格取得届出が行われた事跡は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人がB社を退職した後の国民年金の被保険者期間については、 平成 19 年8月1日付けで資格取得届出が行われており、同年4月の国民年金 保険料については 20 年1月に納付され、19 年5月から同年8月までの保険料 については、20 年 10 月から同年 12 月にかけて過年度納付されていることが 確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年3月まで

私は、昭和43年1月31日に勤務先を退職し、A市からB町に転居してきた。在職中は、厚生年金保険の事務を担当していたので、多少年金の知識はあったものの、国民年金については分からず、B町役場に出向いて話を聞くと、「婦人会の人が集金に行きます。」とのことで、その年の2月後半に、婦人会の人が集金に来て、700円ぐらいの国民年金保険料を渡した記憶がある。

その後は、その人が集金に来ていたが、いつの頃からか、銀行で納付するようになり、その後は口座振替にした。

妻にも同じ国民年金保険料の未納期間があるが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月14日に、B町において夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、記号番号が払い出された時点においては、申立期間の一部は過年度納付となり、現年度納付のみを取扱う婦人会の集金人には、過年度保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻についても、申立人と同様に申立期間に係る保険料は未納とされており、両人共に昭和44年4月から保険料が納付されていることを踏まえると、婦人会による保険料の集金は昭和44年度から始まったものと推認され、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(日記、家計簿等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付して いたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から平成2年8月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から平成2年8月まで

私は、昭和58年の春頃から元夫とは別居中であり、同年11月にA市B区 役所で国民年金保険料の免除申請を行った。59年7月の離婚後から平成2 年8月までの期間については、引き続き同区役所で免除申請手続を行ったの で、申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が平成9年1月に勤務していたA社に係る厚生年金被保険者記号番号が付番されており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録及び別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録では、申立期間を含む昭和45年1月27日から平成2年9月10日までの国民年金の記録は、15年11月26日に事務処理されていることが確認されることから、この時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除申請することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間を免除するためには8回の申請が必要であるが、申立人はこれら申請についての記憶は定かでない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請していたことを示す関連資料(免除申請承認通知書、日記等)が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から38年3月12日まで

老齢年金請求時に、自身の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間における厚生年金保険の記録が脱退手当金を受給したようになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に 脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記載されていることが確 認できる。

また、前述の被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した前後3年間(前は申立事業所が新規に適用事業所に該当した日)に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金を支給したと記録されている同僚が5人確認でき、そのうちの二人は、それぞれ同資格を喪失して約2年及び3年9か月後に支給したとされており、申立人が、同資格を喪失して約1年11か月後の昭和40年1月29日に脱退手当金を支給したとされていることに不自然さはうかがえない。

さらに、上記の同僚のうち、連絡が取れた一人は、「当時、退職すると年金は継続できず、脱退手当金は受け取らないと保険料が無駄になると周囲から聞いており、自身で請求した。退職の際に、会社からは脱退手当金の説明は無かったと思う。」と供述しており、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金

保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 40 年当時、社会保険事務所(当時)では、請求者からの申出が無い場合、別記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月8日から37年5月6日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」についてのはがきが送付され、年金記録を確認した際に初めて、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 37 年 5 月 6 日から約 3 か月後の同年 8 月 6 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前後1年間に当該事業所において同資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たしていることが確認できる40人のうち、28人が脱退手当金を支給されていることがオンライン記録で確認できる上、申立人を含む24人が同資格の喪失日から6か月以内に支給されていること、及び脱退手当金が支給されている同僚の二人が脱退手当金の受給手続は事業所が行ったと回答していることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたと推認される。

なお、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る被保険者記号番号は、申立事業所に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時は、請求者から当該期間の申出をしなければ、社会保険事務所(当時)では、

別の記号番号で管理されている請求者の被保険者期間を把握することは困難 であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在すること に事務処理上の不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3573 (事案 1291 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月頃から42年頃まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に被保険者記録の訂正を申し立てたところ、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、A社のC部署に所属していたこと、及び前回名前を挙げた同僚についても同じC部署の所属であったことを思い出したため、申立期間を修正して改めて申し立てることとした。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が名前を挙げた同僚 10 人のうち、6 人については厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、当該事業所の従業員であった者について全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、ii) 同被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、iii) オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から42年12月までの期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が当該事業所に一緒に入社したとする二人の同僚についても申立人と同様に39年4月から国民年金保険料を納付している記録が確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月26日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を修正し、新たにA社のC部署に同僚とともに所属していたことを思い出したとして再度申立てを行っているため、今回改めて当該同僚から聴取したものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月15日から37年11月12日まで

② 昭和38年2月9日から46年4月1日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間について厚生年金 保険の脱退手当金を受給したこととされているが、脱退手当金を受給した 記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和46年7月27日に支給されたことが確認できるほか、厚生年金脱退手当金支給報告書には、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給額及び支給年月日が記載されており、この記載内容はオンライン記録と符合するなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該未請求の被保険者期間と申立期間に係る被保険者期間とは、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された当時、社会保険事務所(当時)では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはうかがえない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間②の厚生年金保険被保険 者資格の喪失日である昭和 46 年4月1日の前後2年以内に被保険者資格を喪 失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす女性被保険者 10 人の被保険者記 録を確認したところ、申立人を含む4人に脱退手当金の支給記録が確認でき、 いずれも被保険者資格を喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされて いることを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可 能性を否定できない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から17年1月24日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に 支給されていた給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録され ていることが分かった。

私は、社会保険の事務手続を含む全ての事務を担当しており、申立期間について、社会保険事務所(当時)に届け出ていた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたことは間違いない。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る平成 16 年度の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録どおりの額(9万8,000円)で社会保険事務所に届け出られていることが確認できる上、申立人に係る17年度及び18年度の「市県民税所得課税証明書」には、平成16年分及び17年分の申立人の給与所得額は、「0円」と記載されていることが確認でき、申立人が主張する給与支給額を確認することができない。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、適用事業所名簿によれば、A社は、平成 17年3月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は、「当時の賃金台帳等の資料は所持しておらず、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料額について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主

による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月3日から33年1月21日まで

② 昭和34年6月6日から35年1月31日まで

③ 昭和35年5月25日から40年11月5日まで

日本年金機構から、脱退手当金の受給の有無を確認するためのはがきが送られてきて、A社(現在は、B社)C工場に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の脱退手当金を受給したこととされていることが分かった。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立 期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和41年4月14日に支給されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間③の厚生年金保険被保険者 資格の喪失日である昭和40年11月5日の前後2年以内に同資格を喪失し、か つ、脱退手当金の支給要件を満たす女性被保険者68人の被保険者記録を確認 したところ、申立人を含む37人について脱退手当金の支給記録が確認でき、 そのうち28人は同資格の喪失日から1年以内に脱退手当金の支給決定がなさ れている上、B社は、「申立期間当時の事務担当者に聴取した結果、事務系の 業務に従事する従業員については脱退手当金の代理請求を行っていたとの供述 を得たが、工場勤務であった従業員について異なる取扱いをすることは考え難く、工場勤務であった従業員についても代理請求を行っていたと思う。」と回答しているところ、申立期間③当時に当該事業所に勤務していた複数の者から、退職の際、会社から脱退手当金についての説明があった旨の供述が得られていることを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに 脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から34年9月20日まで

日本年金機構から送付されてきた「脱退手当金に関わる厚生年金保険加入記録」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の脱退手当金を受給したこととされているが、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金について、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和34年12月23日に支給されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和34年に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす女性被保険者14人の被保険者記録を確認したところ、申立人を含む11人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち5人は同資格の喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚から、退職の際、会社から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金は退職金と一緒に会社から受け取った旨の供述が得られていることを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における被保険者期間の脱退手当金 は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、 申立事業所に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時の脱退手 当金裁定請求書の様式は公的年金加入歴の記載項目が無いことから、申立人が 当該被保険者期間の申告をしなければ、社会保険事務所(当時)では請求者の 全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、 支給されていない被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはうか がえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱 退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月31日から39年8月1日まで A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認で きない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、申立期間中の昭和 39 年 6 月 13 日にA社に係る雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の 適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の親族は、「申立人に係る 関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と供述している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無いが、私の場合、一定期間の試用期間があった。当時の新入社員は、入社直後は鋼材の勉強のため、倉庫で重量物の取扱いを行うなど、相当厳しい仕事だったので短期間で退職する者が多かった。」、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間については分からない。当時、社員の出入りが激しく短期間で退職する者が多かった。」、「私は事務職であったが、事務職についても一定の試用期間があった。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立人は昭和37年12月1日に厚生 年金保険被保険者の資格を取得し、38年8月31日に同資格を喪失した後、39 年8月1日に同資格を再度取得していることが確認できるほか、厚生年金保険 被保険者記号番号払出簿によれば、申立人の申立事業所に係る二つの被保険者記号番号が、それぞれ、37 年 12 月 1 日及び 39 年 8 月 1 日に払い出されており、いずれも、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月21日から47年2月11日まで A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認で きない。昭和47年2月に退職するまでの期間において継続して勤務してい たので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の申立期間におけるA社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立事業所では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人のうち、一人は、

「申立人がB社を退職した直後からA社に勤務しており、約1年間において同社に勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間及び当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和43年9月2日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、申立事業所に係る被保険者名簿において、44年7月1日に同資格を取得し、同年7月21日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、適用事業所名簿において、申立事業所は同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立人がB社を退職した直後から申立事業所に勤務していたとされる約1年間のうち、43年9月2日から44年7月1日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

加えて、前述の同僚3人のうち、残り二人は、「申立人に係る記憶は無く、

当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失 日は昭和44年7月21日となっており、オンライン記録と一致していることが 確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から41年12月31日まで オンライン記録では、A社(現在は、B社)に勤務していた厚生年金保険 の被保険者期間について脱退手当金が支給済みとされている。当時、脱退 手当金制度のことは知らなかったし、受給した記憶も無いので、申立期間 に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約5か月後の昭和42年5月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格 喪失日である昭和41年12月31日の前後1年以内に資格喪失し、かつ、脱退 手当金の支給要件を満たしている女性8人について脱退手当金の支給記録を確 認したところ、5人について支給記録が確認でき、そのうち4人は資格喪失後 6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、申立期間当時に申立 事業所に勤務していた同僚は、「退職の際、会社から脱退手当金についての説 明があった。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任 に基づき事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考 えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険の被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とはそれぞれ別の記号番号で管理されており、社会保険事務所(当時)では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはうかがえない。